



1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 90

特
14
1919
63
678



氏族類
聖德太子傳曆一卷二本

王郎假名抄言釋下左七云解、引太子傳下後世姓事左七起之物左七也

安南陀峯軸鑄刻其云太子傳曆印本右一今絕版左一世少し此書聖德太子一生右一傳記左一撰者平氏右一其名字並時代詳左一太子傳左一日本記右一引合せ又左一日本記右一載左一年月右一太子傳左一載左一是奇怪妄左一偽也右一日本記右一載左一年月右一大傷化左一而左一之左一元也右一故左一日本記右一載左一年月右一拾左一而左一傷左一迹左一有左一古左一乞左一如左一日本記右一載左一年月右一本左一巧左一乎左一傷左一也右一

年々太子墓を造り餘る時々、とまわること以て子孫あるせり
と古小事記を書ひ、印本の太子傳を引く。日本化竟言和歌
の首書は沙門契沖が能むと一心成文所引用太子傳今所
流布太子傳に有し、成文の太子傳古書と云し或人云今世太子
傳凡三通、ばかり有り且因之見合て可為社初の成文、延暦寺の傳文
空赤化後日本後記に成文撰奉り事不詳と云う貞丈
案太子傳の古本といへず信し難い太子ト日本ト仙魔を弘めリ太
祖たゞ故伊武の後尊崇の傳也子の不思議奇怪妖妄の古傳と
述て太子を讚美す旨微心し不足取し
武無考證卷廿五未和平民俗人也其書古凡也然誣佛之徒所能
妄誕詐言不可盡信焉也

四十年紀剥傷太子傳ハ雜書也佛說を載し妖妄之怪也

古事記傳卷廿七六十云聖德太子傳略に斑鳩宮之毫丹炎火

之火村中丹心若入浴之云哥莫ニ此ノ哥北哥トト佐佐斯佐加耳
逃多知豆比鄰岐美波母士岐ノハ一ノ物ノ久日不役書正書記
ノ哥を收ナムシ少一ノハ不役此と有

駄我假言卷上之上雅古天皇の御室隋王平氏の聖德太子傳略
此隋王が書つ事をいふも天皇の御室也給くは太子の御室又天子賜
祐候王書式也然皇帝之守天下一再而用皇帝守役有其礼と申
給くはトテ記セモ書代の皇の家玉の守れ也送れも事と守之有
ベ此守歴ヨリかゝる數いの是了事多くて信し難

本朝神祇考卷上原戸皇云或又問曰太子乘ニ甲斐驪駒上
富士嶽金人御使度隨之奈何金答曰都氏富士山記不云太

子聖湯事一俗間所傳之緣起亦不載此事是余之所訝也世之褒美太子者每以過齊而辯其寔惟不少矣今云昇富士岩猶且疑之而云太子駕青龍車入隋國取南岳舊房法華經凌虛堂而歸日本則愈疑愈訝余豈信哉棄將加謠其托誕于浮飯王宮而為惠陀太子九年中種祥瑞神變不可勝數也從推聖徒太子傳亦蓋見惠陀太子之遇而羨慕相似耳

字畫類

數取名義抄 十一卷

古今事記の草木邦モ木槿をあそひも云ハ一保天皇を以
前トトニシテアラスカツシテ数不思議也此舞キハナヌ又アサカホ
ヒズヘリト於クヒニ北書ハ雀原の是善公の化スムト言傳
ルモ改ニ舞モアサカホト御一通ミシテ和名アリトの後ナ此東
一札ナリ

秦氏漢語抄 千卷

正義後漢書曰董卓卷云貞丈云今世韋氏漢語也云書
文人作難一本又素字也楊公之子也其子也

二人丸忍抄 一巻

作家故實卷一云世々定家の傳名を云ふより是を今傳名と言ひ古
傳名封號りて云ひ出で向う此傳名を大炊助親行が給遣恩等
ハ清かさんヒテ考記せりとゆき行内は定家傳名を云ふ名をおなセ
一子とぞ、生リ四聲、難童をもとすとく古者云ひ承あらむか
づ作り出し逐言そんべ取用へくすまく事一たゞの御内大
豪相、詮旨せえども云りま人やんとさく兩家とも用内す
傳名を云おうづと別に定家の傳く餘い一深きちあぬか
いふを云何いわむ必添布の定家傳名を云ふことなりうき
物えへぬくいと生思也

三部作家故實卷上云ニ久役拘と云ひ注れや、引をと
仰和江と云ひ中ヨ一つ二つあるるもあくと仰和拘と云ひ
人古の如きと云ひ人をとまどハヌム。」云

此書の即行院後名文也。もとノテシニテ御家傳名卷の序と見え
文政庚午河内前司親の朝臣太田吉門は同甥の定家を
御余俸のよどぎ仍てひそむすれど、然の如れいせ以て定家
・顧名思こと云ひ、ハさう云ふことを御ぐ

物語数

真名伊勢物語 二卷

高木伊勢物語 三卷

玉勝間巻上

古云伊勢物語又真名本と本あら有るがゆえ

ヨリモハ直まにて書字也シト候事御殿ニシテタマアハ
バセリ前主の御志ニギリトスモトナヘバ何の偽毛後の物也
あらまどり字のあらせまつとつたる事一もあらけむとて、
心得ぬにしる多かること無のちどりの御事本
とくとくへて考ふる五事うち第一モ不善を便事本の如き
此本のよきも少くも無之と想ヘビシモ其の一つもさう一モ假
ヌ真名伊勢物語也シト可也アリヤドモアリヤドモアリヤドモアリ
きわ(ニ)ニモ又曰く假或ヘリサル四本と云う真名

本も一つあつたものとの事にて、大抵は今ある
世の人の如き真名の書きで、もろもろ年月もあるが是も實の大き
いものは多く、やがて生むる人のいつまでも可いと思ひあけらる
いよがく今の京とうべの書むかへするに便家の清濁とさへ
差あらずと用ひ等ともかく悉く清濁ともぞとみだりて
こゝなくおもとくおもはりて後の入出むかせんといふこと
一二

伊勢物語體解

卷之二後卷三三是の在原漁春のじつと自序を記すと記すと
傳うぢやうに思ひセドヤ比の傳者もいせう二家と男女の子
よとこまう漁春の業下の昌子と父の流を傳くも七条の體
肥を據て一ひり女と男男女おもひと説て天下萬象五

四時ニエ伊勢ニキモアリテトキ善徳のよへとすまひ此れ等の
古注と云ふ古く傳うりて知類集と称する三帖と是の大納言
程行の事と云ひ傳へるもすと一條禪圓の愚菴抄に論
一と云々梅林と云體肥七口しておひの傳者と云ふやうに傳す
と云ふ

知類集 三卷

卷之二後卷三云此れ等は七注とよぶ古く傳うて知類集とすて三
帖と云ふ大納言程行の事と云ふと傳うるも一條禪圓の愚菴
抄と論へて云ひ傳知類集の業下中情の馬頭觀音小町の如意觀音
の化身と云り其の胡乱と云ふ也是の後世よりぬりへ比方の方
と云ふ為て往候ての名と云ふと傳化せるやうを覺得すと云ふは
の事と云ふ宣家のそれよりぬりへ比方の方と云ふと傳化せるやう

一重用ひるまでもう侍まといとおぼつかなきよ、

宇治大納言物語三卷

紫文要領云守治大納言御代上之今あらまの心也とす直の邊西
心の折紙をめぐらす故人の名をかくすとぞと見え等

四庫子柏居

去勝間卷八
草十云廣衆ありて先づ御神事といひ
御七日祭梅子年
未心以成の名叶いとく新之子をよ御や守らん此二首の事
管の御事のト一月も四季物事と云ふ也二月廿九の御事の所
ミえり此事と後へせがまゝ、と独き同云此四季物事
と云れ候アキもあすか

古事記傳卷十二
云鳴長の四季物語と下野と中津
大山峠御宿　坐て是の事に
松尾日吉と嘗て

御神才がれきまへしよみを四季物語。ちのへ心毛るゝ
下野を大山峠の神と云ふとい化のかく見えぬことす
十六夜日記残月抄卷二十八云四季物語は長編が山々あらわ
と後日傍あまねどさう傳へをゆひて書き出せまよ

文部省訓書院の文書に、元治元年正月の御内帑金の支拂いの件について記載されています。この文書は、明治天皇の御内帑金を用いて、文部省の御内帑金の支拂いが行われたことを記録したものです。

君書一卷、卷三に四季。わ後序を天野告也氏題へ。卷末に三姫伯
陽町長ちの真ゆうり飯友子(本名)も。之に次に歌林四季。
わ所十二卷(四七)ある。四季月々のじよとを志す。時々社歌のよとをもす。い
へうけり。卷数ともつまはどの四季。わ後序も。之にて卷末文をうけ

條はまことの筆にて又跋を此物傳へ貫之の松谷の役とうへる
シテうきよの連闇と記す蓮胤の書也。是をもと全
傷きくわざの如きはあつてゐぬに付てと有り是一を真に
一と號す事は狀元の赤穂翁(名所因今)凡例より是の往代
甚きもの如き物傳を引り文比の唐亡ひ等と見ゆとも母子を
四書物語の二書の後人の准心せし傷きくわざ云々是の二書とは
傷きくわざの既成實記状也。

お作書目備考云直方集此物傳後高家宣子ノ皆傳也
賀茂直潤委考有

住吉物語二卷三本

百人一首改觀抄卷

源氏物語相合の新の下泊瀬之恋と祈る事と住吉抄

語と起りてこそ今是物傳であると小一條院の序歌

いとひの源氏物語もにあがひの書の傳ひとぬまへるの物傳也
初瀬之恋と祈る一條と心りて「女と六帖と祈り」頼むた初
瀬のえりを瀬と流しよやとてふを以て書るも、してらじ
此傳をこそ恋祈の初々すゆりて、集小一條院と称す三條天
皇亦一皇子歟の院主の御子とぞ後一条天皇の大太子と主給
り一生後に出家し給ひ承安六年正月薨させ給ひ。

宇治麻奈脩下矣同保の今是住吉物語もとやく書之所と
其後世の續き文までれども著の本・いづれも所々残多と後人
のうちに補へる成る。

源氏雲隱六卷 背山風露

玉川柳巻一源氏物語今是雲隱の巻、各の文を詞をもん式部が心
ある事多く古今の世々文筆とも別とある。後人へ志つても

えりもとよの松き地。又山跡の賣とも夢の深橋の事。まひつて
ちやねてまへ。雲霞といふあらわの文詞をも傳うばまほむ能く
人の作り手。式部が筆す。似べぬぞといふ。いとこどもく一二
筆書一稿。卷三云此書中六よその奥書。三三。下隱六冊。次源氏物語
全郎考也。登式部記言。寶殿奉納。波江善庵。松牛寺
之什物也。康平元成。唐正月。日石山寺住僧大僧都信參。又云
石山寺參。龍雲夢有。起六冊。を號す。後院の寺の寶殿
。奉納。奥書。是元祐元年九月二日。正二位権中納言
蘇軾記す。何う。是もと。何う。仍かう。と。奥書の妄誕。のばす

紀行類

松山日記一卷

玉勝間云茂少納言が年老て後より奥の松島に下りるるなりに
とえやうじ松山日記と名づけ掌て一冊あり。つゝもへこ
つゝもやうじて、湯あそび社くらべあわせたまへゆき龍
太昇とするの心地もよし。

須磨記一卷

玉勝間云茂原大臣のゆりうといふ須磨記と云ふ物を有
するひろひろと誰も寛じ思ひのゆこととていよいよ傷りある
ふせんか一子数枚のゆき多し。うきくらむし

数聚名物考青井云須磨石楠記一冊と云。茂原家花園へ左近の時
通すから意也。餘へて物と云ふと其の面白さ大いにぞ唯

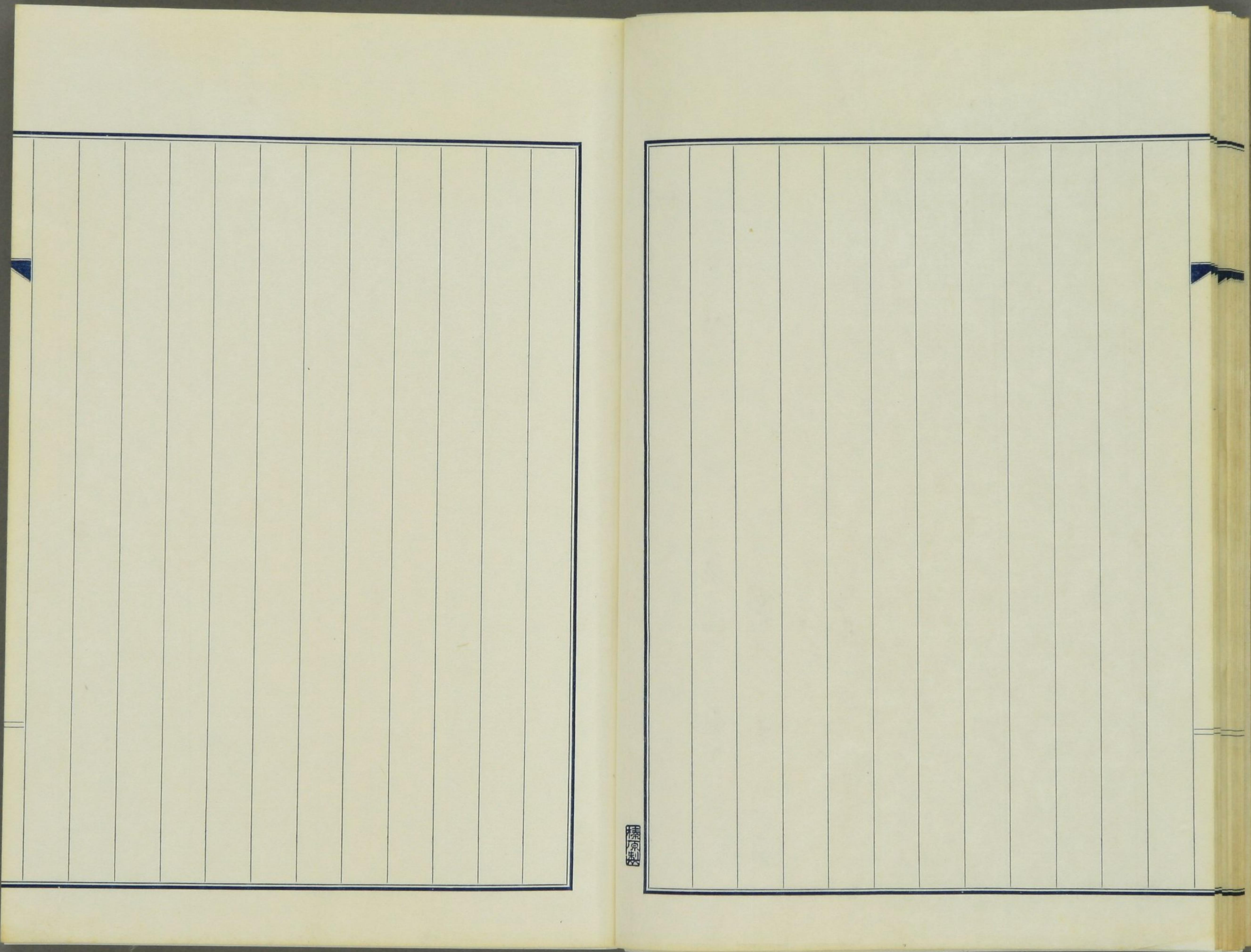
之を全く見る事無き。志水家中左衛門が八条院の家下として徳利
をもじはけられし物もあつた。高麗時代のものと見ゆる。左衛門の
伏原左衛門、臂頭墨、右も志水の筆ひ。由来之處の御文院八条院
の御家より、一とじと云ふものがある。傳承の如き。

長明海道元一卷二本

東海道 卷不同會 卷一 凡例云 せん馬告の道之記 比者のみ
書寫す 予是を校ひ多きを以て承元章即遣書 十月十三日 細金龜二向
一之遠保四寧二月、日春秋六十四章三之平三之海三之山三之水三
年七月上旬北洛三之書三之よし小山三之入麻三之七宜三之往三
北洋三之志三之和歌三之同三之役三之不三之小山三
與三之行三之凡三之黑三之土三之木三之火三之無三之水三
方丈江三之二書三之小山三之水三之火三之無三之水三

和板書勅考卷四通記は二冊を元一冊誤り二冊ともつ白河の邊
中山の林住す。御人後城河後の歎應二年。鈎を下る程の
也傳穴日漢り。雖有之。或久之。或長之。心とちゆ。不審也。
涼え行心。羅山文集。又。之。引

淮山文集卷之十立是書既云此記世稱鴨長公所作按夫未
持載此記中之詩多是白雲茅屋歌數首皆以為陳先生行東行
之歌也則世之所稱誤矣



歌書類

古萬葉集序

和琴集卷二廿二云 嶺嶸天皇の古萬葉集、序の偽撰也。帝の時平倅
字ハ古來以てとい偽然べてこそ人を自由に書け。但より出來之
ニ南壁の自由をもきよと況や此帝尙多宏才玉旨の者詳々と
萬葉のみつ幽野貞主の注同集山野參守の凌雲集仲雅王の文
革夷聲等を文へて思ゆれ酒氏の詩は天皇の古今集と書く所無
之の如きを以て好んで考據り心り一物と是もやあことある事
未嘗ぞ一と羽食翁の物後す

古今集序注

大日本史卷二百八在至葉平
朝正條云 梅化貫之序、古今和歌集也、舉

業平及僧遍昭文屋康秀僧喜撰小野大友里主六人評之後世
稱曰六歌仙源觀房古今集序注作六歌撰而其書蓋係慶心仙
撰字亦不同六歌仙之名未詳始於何時姑附于此

古今三木三鳥秘傳

空齋隨筆卷之六保云三木三鳥是之時代誰もかくはるま
べけんと年代遙に隔りて後、物の名を變へ詞も易りしなむがゆ
多々見ゆせり。今人のうちも時と空と恵事の者妄説を新化し
偽書を著し上古の人名を種々某と或世の俗末と称し人を欺く
す。また其後神名佛法陰陽五行の理等をもとも造化一事理云々
よどむやうに巧言一矢より多く余の信をすかぬ。又かんぬ
片引と至らざれども其後神名佛法陰陽五行の理を混雜して詭
附今一巧言を好んで淺学陋識を小器の人の手にすすめふ無

藤原

了う御不思議と陰殺にて入却きゆを一人で湾とすを取
考(二)

同書卷十二幕八十三東下野守平常緑七兼平虎胤七六男東太郎大夫胤
賴七不休下東庄三十三郷を領し代々歌人七大内七兩名七同
侯七子孫在洛す其後孙当時下野守常緑七公方家の近臣
子馬七連者和歌七奥義七を極め古事記七傳授七人七けり七私家七改
古今三木三鳥の傳授と云ふ事七北東下野守が始て造りたる事
じ夫七始て宗祇法師七傳七之後七弘法七とすと量七の人は
其傳と重なる事七或言之七之爲古事記七史書者七忘人七古
今傳授七事七よ云摩七附念神佛習合七妄說取七足
とすと量七定家家隆七比志七古事記傳七とすと量七の事

未來記七而半吟一失

三才記
二卷

僻安抄 三卷

大日本史卷二百廿一 定安
玉梅未未祀而卒年三十九御案抄
御傳
等書或以為定安家所著蓋皆係假托應之心故今不取

河社云三十六人集いみづかを集め候。又後十八人の集いみづかをも。又重之集
主おもひやとひあつから集め候。だれいが多故おほくあらん見え来みえきまをす
交こうもし、ばまもて後あとの集いみづかを松まつからこらせ、よしとあらまと又康こうあきと根
黒くろ主ぬし貢くわうえ林深はや天方あひらを呈たど。長文忠秀ながふみちゆう、才才能を除ぬぐきしらじよ乃なま
一いちき後ごりんひあさ入いれるをまよひとえ東とう引ひく

卷之三

集めて其集をじうと文へ入へる事多々又如
えよよいと云ひ
古今集打勝序云三十六人の歌集にてありま
シハシヘモ御人丸春人の哥ニキモ御人ハ大ヒ其傷れ

河社寒ニ元人丸集トハシムトシテ、一ト萬葉集トハシムトシテ
シモトシテ、歌主はい坂出リ六十餘年、セモトシテ名を傳へる歌、ノ族ニ用ヒミ豆
ノアシニヤシガラシ、歌ナシタハ、延喜天慶の後、ル志ハアヤマノカミニシ
群書一説卷四云雅志集トシ、北國ヨリ哥ハ東二首ナシ、ヒ古ノ歌也、
哥ハ多々我ハまた古ヘの歌也、ノも亦アヤリ合リケリ此歌拾遺
カニえ詞とて一首入ヘリヤムハ北國ナニ音元輪、哥不ヲ後リ、

こと書きをして人丸集のやうねりをもつて

古今集古注論云人磨集の傍証也

數聚名物考云梓本相臣人磨家集 歌仙家集の傍証

猿丸集一卷

百人一首改觀抄 卷一云集とひよ一卷あんじ公任ひ三十人
の歌仙えくばきて後何人のちをさすあした今之海布の本日
如きの其廣あらそことくに使用しない月報づきと云へ
人丸集猿丸集是也一人の集すの歌すく猶え餘まく冗
人人宜く心を用ふべし又千葉家集の詞を既に三十五人集
の名目あらば中吉まで全部も本むぢうするまくハト
ハ萬心の朱に注之

平比麻奈備上巻の猿丸家集とひととことあらかじ人の歌

とあらま外で西とよもよみにえざれば後人の作りはるまこと
あましこへ而前と猿丸とてひがこと云く後世ゆきのもの
よみ人志ともざるゝとひとぞうとよも偽りとつぶさ
數聚名物考云古くは猿丸太夫と云ふとせんの事謡ふつゝぞ
えすかゝる又哥多くすえす今哥仙家集にせんの集とてモ
ハ萬心集の十巻目をえじけるとてこの人の書セーとあらかじ云
あらまくと猿い徴とよもよ送じ手

鈴鹿山云奥山とおもひみとけ云く此歌すく漢人志とす(然)も
昔の猿丸の歌とて二百首に入ること其櫛をよそす秀歌大
略とよもよと入えり公任宣家の猿丸の事と玉ふこと批
すく猿丸の集とよもよとせこ徳の字せやと左の事とせり入つと
以て志が定めらるるが故と云ふ其集へと見えり今傳之所の猿丸集

信一難きよとホレ後人の作者ニモヘテ公任定家の元山へと集ハ
いか有しれども後子ノ既ニ古今多矣人未だ乎と云ひされども此
トウシ

家持つ集

通照集

業平集

古事記傳・五家持集ハ西一からぬより故ニトキア通照集ハ信
すべかく歎ニシム業平の集ハ後の人の書キシモノメ内見シハエテ
ノ通ニシムトキア

伊勢集一卷

河社云天厚の御時伊勢が家の集め一ケハモアラキトモ半裕志が
れつてかう一ノ言のどもハモアリモアリモドコキムシナリアリハシ
天厚御名告もと名高き者ハそのまゝハこのよのよのことを表つて
えんじ此家集もみづかみづかに見る來うきうきする文ハルハ
シモトハニコトモあらぬ歌ハモアリ

小町集一卷

玉勝園卷四小大、元玉小町集ハハモ信一ノキヨリモ天太、三郎
哥の多からハ小太を小町ト名シハーフモミシナリト
ハ哥モ小町集也トテハ町ハとて入んえりハ謹也

芭家序集二卷

芭家書一卷是芭家序集真公の歌を書集也字あさを字本ト稱イ
芭歌多クニモ陽陽高麗の歌歌めば天神往の歌夢悲の連歌ホの入
リハジメムシ歌数少シトモ古今集以降芭歌多クアリ芭歌共
大体の哥ウヘアリ二冊のモア

山家集卷之三

管家百首

自讚歌一卷

曰書卷立て云向後歌ひ後人の爲也

和歌四式四要

羅
姫
古
見
め
古

同書卷之三云北界水の名目ハ雲の神也記載古今の書傳
ある水の式物考の事也ひ傍一とんじ中古もと舊考引用來
れよまよまんべ跡を餘へやくよあくす見ひをほそみくとも
数聚名物考云式主に想ふに考いふか一考おもて支那ヤニ演成
式のみハ大さきれと思へるが如く従事考之と號を立教の本と枝
山やれいづと同一とまつて殊に誤りと云ふ者ハ古く今和

桐大編二卷

伴蒿蹊は洋文重論云此相輔に京極義の書翰より之をも傳也
至りては實事の如きの傳文今ノ新東陽集に家産としてくら
歎と西行と入ればモハ傳也。而れに之をも此歌
のほへる事ちる。とおせーう。此論あひうとありて

古今集傳授系

年山折文卷下云古今集傳授の事も古事記にはある
と云ふ。北村季吟は三位権大納言折本人歴で、古事記より
云侍りぬ。ハシム人のひりけひ一天スノクニテアヒトを穿ね
ナツル事のこと後ヨリ一松文正進御と云。生身の富山市尾宅
ミタニ侍りしが連歌の金裁法門寺寺跡とまひひきより
手尾申ける。が牛尾の萬郎の五印を有。が太也と稱する
日キニニミ名をゆる。

十口抄 六卷

數聚名地考云古今教瑞物北村季吟云々今思ひて古物の故家等外
のへや否やとて元見たるを幸あれど或は人のかどり傳ひてやうのを
アヒト裏裏と設ちてつまむたぬと云教へ。古の御物より
キムタマ一物が一傳ひ。家は早う寄一丁て十口抄とて十巻有。蓋
以の物にてひゆへし物す。またの物はいぢく板のよ又太き物。こゝまへお
ト用紙の本を載て。此者と同一本。

新撰體腔

因之新撰集十訓抄貫一人命を奉りて撰み。未終の先々
延喜六年四月七日。之に赴き。承平五年上洛の時。市井にて崩御
の間奉ひ。此の云々是に據て。上を止まらず。とぞもぞぞりて

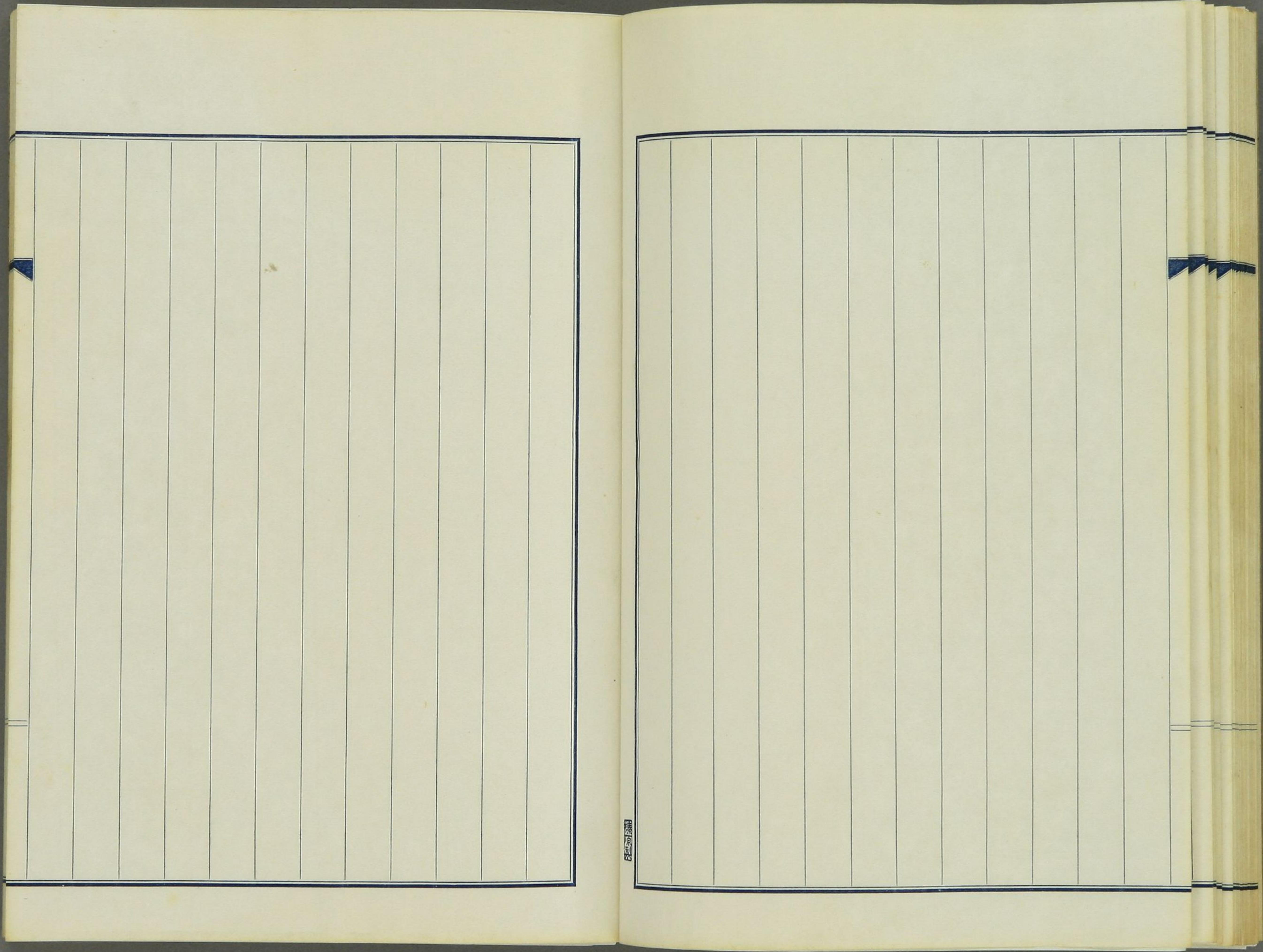
心今之世近キニ新羅體服トシ印本ヨリハ傳ヒム也

定家ア鷹百首

數聚名相ノ云源信通^{及島}の語リ一此ちりも是全爲之ア尋
リテニ其家ニ傳ヘ餘く所久ナキモ極リモ極量ノの承セズ
一之の非セモ由菴^{タケシマ}陰^{カミ}リヒトシヤ

十二月花鳥和歌

口書云源信通^{及島}が後れ此考の事も全爲之ア尋リテニ是モ
性^{セイ}ニ^{シテ}多^シ其家ニ傳^スヘ持修^スリト菴^{タケシマ}ヘ^ストシ



兵書類

訓閻集十七卷

安南隨筆

日暮雲
訓閻集軍配の修書ニ十七卷有此書大江准時

主而至臣家傳未云每卷之終連名有其連名云清和天皇
後醍醐自源義家公宣家代相傳從三位源相臣賴氏小室原
大膳大夫勅武
入從三位源相臣氏隆小室原伊豫守從四位下源原信德朝臣
大膳大夫勅武
守上泉常陸人源原秀胤固太半助石上宣就傳未記
又同書中四十二條祕法之卷半助、與かく北考慶安
於鞍馬足沙門星風得此本即鬼一法眼相傳鞍馬寺僧祐賴
的之相承之本也予其相傳之本今而見之兜而梵漢之文字有
二字相違想鞍馬去所之本去備大臣傳未貫疵白河院相鬼一
法眼自多門天王夢中傳授之本也予所傳大江准時傳未小室

九郎義經祐限此四人一列比沙門法師而稱之
法師十八人僧名一員傳くりき也次ニ予前上照劍術中略良馬
不異と云す是三略の秘傳ヒツドウ其秘傳ヒツドウ皆梵字符字
九家真言印相ヒツドウ此外御寶集の全爲梵字真言數ヒツドウ同ヒツドウ
甚多々專用法ヒツドウ用字尤多ヒツドウ即梵文真言數ヒツドウ同ヒツドウ
書に佛印ヒツドウ入ヒツドウ佛也ヒツドウ至ヒツドウ後四人の時代ヒツドウ漢土ヒツドウ未記
佛法法ヒツドウ未記ヒツドウ也ヒツドウ佛印ヒツドウ入字ヒツドウ獨ヒツドウ也ヒツドウ佛印ヒツドウ三略ヒツドウ書
七書ヒツドウ中ヒツドウ有ヒツドウ刻簡集入載ヒツドウ山伏ヒツドウ葉ヒツドウ數ヒツドウ有ヒツドウ

故聚名物考云割闇集大江惟時う作の由云々甚廢亦有
中之仲表天皇聖宋宣王吳國後陶公と云々兵名也似了
者ニ兵術を習ひ陵々則貴帝の八陣(左神天皇燒して之を呑セ)

給ふ故軍神ノ手一奉ふことあり

虎之卷

貞丈雜記卷之三序之卷と云ふ書一卷の三眼傳よりは是の源義
經朝臣鬼一法眼も其後へ入ること後又今世子孫の虎の手と
いふあ義經の直傳の手本と有りトキニ似せぬるもて其の手は
世子孫の虎の手と云ふ事と云ふ事と其の手本の虎の手本の
の手を寄りとも軍隊の用に立行ひて一十七年其書の奥の傳集
の至國をうけたる系図の連名の十生家の名を記すと付を考え
書の一体と思ひ合ひて出家の傍にし手書ある。信外の雜記
子也用ひ立たる書焉。

楠七卷書

曰書云近世後り、楠七と云ふ中術者有り是の楠七成の家也

謹原刻

ここ書の奥の正成の姓名をうかべよ正成が宣仁と云ふ事と似
せあらすまむと威砲をもつて正成時代の威砲は未ださう一也
是と云ふと似て、ふ詳共に實をう似たる事と文言うんが
たゞらあさう、かやうの事なる事と云ふ

軍林寶鑑

或書云セイ軍林寶鑑と云ふ一書九篇す其書は甲陽宝鑑と
云ふ一書も是と後は和琴と云ふ疑ふくれば本朝之家の傍撰
するもん其書の序素本七書の序と全く同一是後人軍
林寶鑑を傍撰して七書の序を取つて原又は序と冠す
此疑ふべき末れ貞祐主上已同郡江伯虎序と云ふ余といふ
所著巻二本ともに貞祐主上の字すと貞祐の金の昇五均の年
予ニ然らず主手す。此是傍撰者の手出づるもかく研究
板書

碧秀ニ書詩家大師福妙三山施予美トあり哉よ子美二字と第
今萬世流傳福妙志三山志を取て檢閱する間くすむ考を
俟つ

甲陽軍鎧

南留別志卷四云古板鎧ひことあるまにち狀す者板鎧近左より
虎鎧と云り然れど甲陽軍鎧は他人の傳記によらる
神菴淡苑云甲陽軍鎧といふ書の可板鎧也が書けりと云ふ
駿雅久之信同し難きこと多くかんに甲物よりチモリ出で
シテ或前信云そひあらざるあはばとけこと多くのち委々其
リも信云が兵を弄ひけることをすと見ん小刀細工をい半身
りうての草履とうふこをもんげといひて川角太平化ノ元
えりまた此本の比本也すと云ひまことと云をぞあらへん

常山紀談卷七云甲陽軍鎧をす板鎧近者多くと世に傳ひ
久し勝賴に仕て友野大膳武印の入を甲物の誠に後引こり
隠ん舟ノ一が書字拘束者波と記す姓氏未だ傍證多きと
云ふとくも宣示の言情をよし書而字が見ゆ否と人疑
ハす控訴の家書候五べきよまと古ノいひて此の字をさるを
思ひ出でて其生の跡を考へて大々惑ひせんことを知るを又言
傳へ税ノ甲陽軍鎧を著キ一本素の縫合にて革下兩の猿樂牽牛
郎と云ひよし彦十郎ノ甲物滅び後大久保忠勝の所まで東服
宮の脚手を書かれて一書とすと云ふと云々又曰書に載せ持民生
害あ上弓おこり忍て武められ候ヨヒ北条より突厥ノ天の西川にて
ハリ持民トあり上弓と時持民ト持民の滅亡ハ承和十一年持民
康二年延喜百八年と傳字の日時を記す北条早雲の延喜二

年相接てお入り侍其後上杉歎之に相接すを歎くと板後信虎
の後長森重之を賣梨に計んぬ里室をあ上杉の所と民康
未生んとも前のまどもを再甲陽守撫記也。こニ誤る天文
六年丁酉七月十日方敏飲相習。トノ藤氏公と武妙川能登守也。此
相習は死後比公私をあ上杉と民康也。甲子年夏月記也。多
年丙午八月廿日持氏五代の後古河の時也。トノ彦根上杉主政と也。此
御主民康と公敏も此時民主政敗北す是と田陽守撫。此
彦根式原はとやうへんハ老成じ勧つた民公方と記し五代已
絶の足利をあ上杉とちゆうとく。其の後高庭勝。江戸に至り。多
ひとすけ。おれの物語。然ひ且士の物こなして。高
かき書をす。不才第。その数。いわき。高庭。江戸に至る。

武家物語卷二云義公法元の井上三郎兵衛とて、皆工杉家の高人
の如きの物語を傳へて云ふて行リやう。最初は大刀ねども天文廿三
年八月十六日初り到御前山川の中を太刀打也。其時武安典厩を
おこし義公法元の全武の著の前の反を表すかといひ細打る才木叶
了也。モナトガの全取玉ナシがく酒代のあとから作云ひ稱也。
其夜佐吉退散する所の通称曰く、其處山川にて其者を守
代沉舟とゆて行す。五日とけけせめり板壁後河守一種之
即ち里至三井守洋用量守山本勘定初志源守と號え
尤木木甲州生目年餘百立高源守。源守真方の桂守一
弟即神元山川通し御在主翁。其功行之をも御行川を
御つて川邊く次サテ行云謂行と云全取日中七十九勝負と付
其事相手より上杉家やあるもの全取も御行川を付死すと今も

馬口年三月日今四也承保四年九月十日川中守公会郡上村家
西行者と人相許シ

ある時十三云甲陽行鑑より川中守公承水保正もれ
月吉日一ノ日を上村家にて大に達多、廿日保也
甲陽行鑑は行將強也公にと仰つて小博勘古衛軍事か妻也
也甲陽行の軍法ニシテ主とえ主とおきと實主とが爲りて
玄の合戦ニ勝利をもつて也又武陰書高祖と行田主と所
を手討ち水禄主上物も歸るも川中守公承の所あらす
て武家間又甲の陽行鑑より川中守公承の所と記
まゆ也

武陰書卷七云上村義春入道入唐の公すと陰石と御京都
越冬可と聞候すと之後主と御前へ詔ひ従ふとあらず

考古を復すと被父、寛文二十一年と甲陽行鑑を或人おぞと題す
後と見入る事すと行當大をおもひて第一而行を擁立墨
時と未と出で御代本名氏長尾の村とひる豊島(三男鑑公
四郎景時)孫鉢を以て里萬山初と長尾を以て子孫長尾
と号す池吉此文を載せ事とあはれ行鉢の村岡志道二男權太
太夫景通が主と足利のあれも別流なり又長尾義昌とおひ
我望木居政定(木居)義昌とあひ又天文三十日記船と公方
室間後義昭公とおひ義昭公秀元公御代界の前年とひ在世
英永二年八月十九日義昭公薨故被成重陽院と號を承るも
之がても後か何て二十年後と御代界あり義昭公生重陽院
のことを御て書ひや不審シ松永院と天正五年十月と仰

これは天文三十六日の記すと載り三月後、松永隣いふと何を
して三年前よりのてお載りや天文十五年二月十日より既代甲府
八幡宮詣で山本勘助と呼ひ西國の事と云ひ承り。勘助其名を大内
義隆と家臣陶庵片守時賀が打元一門子と呼ぶと書載り
義隆は天文二十年九月長つ國溝り大寧寺を生じ也。而後期
公が活き一年月々四年後の大正既代川原夜守へ北條元康とあ上杉
と称し青葉守年月大正既代川原の夜守へ元康又氏
公と上杉半千郎との歿天文六年六月考る。又上杉
元康お膝守川原の令嗣。九年後天文十五年四月廿日之書。甲
斐守とあるを二月三十日大正既代川原の夜守
の下に松山の城主上杉友貞と有り是時松山の城主上杉左近の太夫憲
昌と又左近とある。上杉一門の事。朝室の多數但し朝室は十九年

以前の天文十五年四月廿日付。是等と合て命甲陽守愚
・偽のみとし計て定一郎。又上源代を「我主」と又云ふと
殊の如き(あると重ねて讀むがよろしく)。

武門要鑑抄二十卷

逸史卷四通代年送史氏曰兵家之祖述。而代氏猶侯玄氏也。然
而信氏之用兵行威一出乎玄氏未嘗有成式。後嗣亦因故
論著焉。今名更立の書。益以傳。孫房撰。余嘗徵諸羽扇文獻
者。此為察考之托。至原於且忘。素憎損失其真。為多矣。矧初
亡所據乎。要不足信也。而信兵法世多有之。故余持斯說。以
祐焉矣。

南木武注

恩心抄書

南山巡狩錄首卷例云南木武經恩地父書茅以父原心と
事と大きく附人情セシムかと云ふ

庄口村役に南木武往ト近寢の隣安並歸室新トモヘリ生
是も楠ノ名ニ冠セル也

在今記

數聚名物名云在今記序より、蜀山市思或の太田翁(灌の子)
は出でし者、その孫のものや其やくふる年をあるが、
有の比六七十歳以來より未だ一筋も更せ、老若問うて可い。之
後世の名家あらゆの作へつゝとも宋儒の意を取て考へし

教訓類

和論譜 十卷

貞丈雜記卷十六云和論譜等の數傷乞シ故室の考用へ
ラス

送史首坐吉野云氏々所傷授主を後論譜十卷乞シ假托矯
詔惑世之尤者先輩亦或既加罪駁則皆在余所祛矣
棟梁集ニ云後論譜ハニマサヨモ仰りあらずを寫ス年中近江人
作田大下守トモヒロ大至國に左武體淡井日紀豊陽守近利
治乱記ハシノの作者が傷ハシノ也ナキアキ有也モ古人の經ハシノ著漫錄
の卷もとより云フ、と云ふべき也ナキ也ナキ

尾口抱朴子和論譜とある者ハ近江の圓佐ト木家の源氏文
の解也歌といきたまくもええ已が懷り奥ニ狂言也神の

武宣よ仙の事より傳り也。わざと宣の神の行宣うそを仙の事
うそとす。悉て後方の事とす。

人鏡論三卷

又古稱云人鏡論豆利義國也。この是を以て物語と云ふ。さま
娘の森森中に宿す。古くは物語の物語と云ふ。今
序と追跡義歟。と云ふ。多き事、名と傳ひも。一ノ此事
拾集と載る。

芳家遺識二卷

数聚本物考云。雀家遺識。此虫也。と。う。傳ふ。す。と。ど
又云。うちのゆく。宋。う。る。の。言。あ。り。後。す。傳。ふ。と。傳。ふ。れ。る。お
う。傳。ち。夢。至。ね。往。未。か。の。類。

釋書卷

十王注

古事記傳卷六云世二十王注云より開度至國自人間地去者
史善耶名無仙世界亦名預殊圓云と云ふ此注モトシ傳
と云やまと我行注し心のよき(預殊圓)云も神典ニ依て心
れる名こ然るをかうて神典(一)御美と云く名ノ此行注出
じことかに疑ひ人もありまちこと思ひ今亦一あくあ)

玉篇同卷十六よス十五注とのある(佛說地藏菩薩本願
經)と見ゆ(多良のくこと)とす(おはせ松)を(佛)と(皇國人
の性)へ(其文のやう云ひ)と云ふ別都物宜壽(いと)と
とき(元天山の山葬)取向(いとうづ)う(也)所處有二と

三つセ日セ云ハ尋常初聞男云々と云ふ大きき拘縛を御スニモテ
シテかく皆母のアヌイイをもへる事多シテ此う事もソムカヘレ
セヌいハシトヘテ此往ニ止坐前之心はリ人セモハシトキモア
シツテラク名のセマサアタカキナリトモアリセシナリセシナリ
シカセハ復ト未だほじたるを猶モヤ

玉釋卷四五佛說十王經と云わく、閻魔王の魔十日見目とい
かすと觀鼻ノソムホウヒ世の明悉ト遠く及キ、其王
に失コニシム妄誕を以ルテ此妄宮、神の子モ思ひつキセ白帝
の佛あり此れヲ説ヒテ又えり其の漢の天王の佛也トシテ
又テセテテ名シルハセ

作歌故實卷二云十三日、田融一茶をテ御代に偈ヒテ和音也
然和音ヲ持持覺照が袖中持日蓮坊の十王讚歎抄脣舌の

吹の春露、ニ草子源氏海海抄引申引用以ハシト大さ
書シ

古今妖魅考云北行或ハ唐僧の戲心を後ニ我邦人種ミ捲入ル
コモリ直ニ邦人の傍化ト云々と考ヘリ事物モハシトシテ誤有
ト有リ姑く此復モ而シカ

延命地花佐

本傳妖魅考卷二云延命地花佐と云ふ天狗土公大神と云
モテテ北行シトハシテ天狗と云ふ事也と記すに甚て之を傳セ
セテテんハ西ヒテ

說法明眼論一卷

和云辨卷四云一樹の蘆のあやモ一河の水と源もとと是法化生
の根ことつま木古シ多キ降り傳一行承かニシテ史子元へん

古モ一時とえ、今更原の古小萬で一鷹巣に至り白柳子のうひー詩
といへり余上物不惜もさうのため宝福寺とよほ禪刹を設法の
根詮とえ待つて在の詩也むや。戴笠の眼冷、聖德太子の心
こと本相書聞くあんば八年も以前にあつて、此言この日傳授を
九月十四日とて、前もろび呈せ、實の出づふうもあら。

白蓮親書
荷漫茶錄

卷之三
卷之四

清淨法行體

安齋隨筆卷四第十三聖賢王清淨法行注曰我造三體化彼寰且

卷之三

丁未集二五
然後可追々六字アリ

月光菩薩普被称讚曰、天淨華菩薩被称作尼迦羅
菩薩被称丸子、北印度一條馬良公の揭鵠曉華事より下
之集を引けり古文後集の前事より引けり我國諸神本也無
跡と云ふ事也漢土聖賢より本地垂迹あり、彼經の傳
行より後又此法傳教智恵竟才の所化も多ん、漢土
の傳心者あらず又馬王馬頭觀音の化身として云牛、迦葉佛の
化身^{宋元時}此云畜生即は本地垂迹と云へり日本正社も漢土の聖賢
也牛馬也何れ波音皆佛の化身也、云々仙人も貴モ如くかうと云
て偽を云ひて仙法、毘溝^ノ佛說^ハ此云後^ニ貪云妻德を
号して方便說と云々妄語の罪^ヲ地獄^ヲ苦^ムを拔^ムが祥^カハ
才一嘗^ト在^テ拔^ムし佛德を偽をせつて荆家を欺^キたり庶民を惑
ひ財寶を食うる妄語の異名を方便上^{ヨリ}幸い^ト一忻計を行

トトシ

法華法疏 四卷

维摩經疏 五卷

勝鬘方經疏 一卷

上宮聖德法王帝說云即生法華善。經疏七卷登注云極勝鬘
經疏一卷维摩經疏五卷法華經疏四卷今於存于世然卷散
不可疑

枕草紙 一卷

鹽丘卷又云源信傳承年枕草紙長保三年三月の心一卷古之有
源信傳作ニ高士觀心要略と曰く後世台家の私心至る山門
の事後古く實も一乘要訣及往生要集等の業巧拙
の異主のみうらを解義云極し

標原刻

類聚名相考云今案に勝鬘方經義疏。聖德太子の作との給ひ一も若此
方の僧雲持渡り一と云々又疏を加へて云傳へて今印本五卷アリ卷
首ミ勝鬘方經疏義弘鈔と有テ惟楊法雲寺僧明宣述と云々是ハ雲
の人云々太子の鈔と云ふ事。口傳シテモ何れ微年疑惑之元享
祥者廿卷付推古天皇の御宇太子北総と講じ給ひ義疏を刻セリ
世ス傳ゆと有ルも日本紀も其事無く一勝鬘方經奥書疏云北鈔
名延唐寺極主慈光大師以成和五年奉使入唐幸達揚妙詮求
弘文、縁指通故遇此疏鈔寫得送歸駁山鎮寺、其疏主者南嶽大
師後身上宮太子又鈔主高天台六祖竹樂子子祖孫道合支榮也
極吾師獲之流傳本朝可謂繫固之士權示先後傳教寂迷去學
信之須厚敬重貞觀十三年十二月十八日前入廣濟門四塔敬記案
此疏を以て証文とあれば北文羣いふやう也。歎シ後人傳也に出で

こと計り乍り印抜、貞享三年仲春、刻等

地理類

日本風土記

古言擇言附云諸國の風土記傳今此日本風土記と重複
風土記の事へりと遣ひ云々をこうした風土記の實と
云ふと云々古レの如すの傳り者一も見えバと云ふ
棟梁集云駿河風土記より有二種と書ひ先と後人の
傳也二種より富士と前後人

好古小録卷上云梅宣碑に載す所の陸奥風土記の殘焉

疑ふと後人の傳也

玉勝間卷三風土記リとあると揚^{シテ}今ハ出下^シ一四
多未だくでのこりと云ふる逸文^ハ多くてもくちやうさつ
ハ应にうつべきもの御の又珍れゆき書きしも又可

やけうであつてさうぞひうでゆくまことにかくて風土記は今世ま
か見えんきみとおのたまの御代のまへまくもや後のお主
とおとおとせことりへくも大うおとおとくもとよせ其やれ
豊後の國の山奈良へろんじいにやのこりて全のまくとも
おとえいのゆきはあくと後の山ろきがのこりていとくわゑ
はうとおれと世人の心おとまくとからだのまくるるから
まくからぬめをばぬまく後の一ヤーもまくとまくと
まくとまくとまくとまくとまくとまくとまくとまくと
まくとまくとまくとまくとまくとまくとまくとまくと
まくとまくとまくとまくとまくとまくとまくとまくと
まくとまくとまくとまくとまくとまくとまくとまくと

アのゆきとまくとまくとまくとまくとまくとまくとまくと

雜類附補遺

銅卷三卷

梅園日記卷五云卷考太平記凡例に印本今行于世者首有銅美活字
古本及九郎美本並無、嘗於南都得銅卷四本題云平家柄後鑄
蓋銅卷尤富附平家柄後而近來族附太平記耳とす又後代
輪池翁所藏古字本平家柄後も亦銅卷を附す。やんば平
家柄後に附すと云ふ論多き似頃然これ承应二年開校の單
行本銅卷三卷あると云へる卷首れつるきのまことと題してあれば
くく餘あらう事は斯傳書籍目録の部に銅卷三卷^此今考もとと餘生柄後も平家柄
後もとと附すれども各あるもととしいうもの有
平家柄後と銅卷と紙張もとある銅卷云同一^キ二年^{集之}月
十一日に又平家せめにとてかくよみがへりと船をうへり

時九郎判官と梶原とあがくさうこうじのこうろんとてちくわく
すまうりを平家も併み因する樹元僧 湖毛彌有所てそろ
へりゆく船どものこもつて既にとかんとすえとすくとす日也あらず神略
と鷦鷯と不すありて劍の巻入云ヤとす義經二年 大凡よお主題よしも
己づ主船五十艘とすりて四十艘をもせざりて否參れ兵士
六十五艘出で主君りけりとすも船の數一 かへり劍の先と又云義經
平家いしけり、主君ひぐれて萬事と下向すけりが梶原が後言
より腰紙と聞をきふて錦全ハ いれらもす 平家も併み金波
澤二 門居と大臣殿父子うけり奉りえもと判官とべ勝越ハ おひ
えりうるもあらねどもあまうることくしろと重取れ後と附
べくハ高拔丸世子九才の平家の太刀をこそ載へきと載せわんし
涼氏の大刀のみをあげりまくる書をもすとめらむし

弘仁居士集卷一

弘仁應運記考云是書印本延喜式の表首に出來りが貞機者ハ個人
と云ふ事詳かきくは嵯峨天皇の弘仁に記す事なるも本文今
上弘仁二年辛卯とあるる後の事もゆうう延喜式を奏上られ一、延喜
式ハ其後百十四年也。斯くて是名の下て今名公卿也。又、是歴
運のみを記す。僅に五年事より未い帝代にして宦職。沿革あり
事ひととも記し。公卿補任の祖書と云ふへキ。体裁は初上後上似つ
うぬ書す。又此記さる式の典とすらも其首上と云ねらる
べき。あらゆる決めて後人ノ取副、いふまじひ近源お雲西守。の
行止本と貞ち本といふ此記を載さる。據りて此を首に舉す考異スレらん。す
ハセシテ

セイ式載んを。出来りては、延長四年の頃まへも載るまき弘仁
二年と止むと思ふべ

姓戸録一卷

古史徵聞記夏ニ長云拾放抄。姓戸録の部は決めて伎拘の
選者。著する事無く。傳ひ見る書を拾ひ載えし。故に
是ハ他部へ。某ノ部ニ。記さん。此部の姓戸録と記するべき
を録の字あるを。セイ思ひ辨みべし

龍原鈔二卷

宦職淳既。或問云。日本書序の龍原物。征夷將軍大輔。筆をと。
カ後一。然ニ鍵放。龍原抄。既生。侍。而至。後人。傍記。附合。セ
レ。故に。誤。之。ヤ。不。滿。侍。ニ。少。古。体。之。近。の。傍。准。シ

ナシム。

龍原抄

好古山林考下云。龍原鈔ハ。と。是。う。う。卷首以。百官の二字ある。
後人。獨。之。增。補。王。宣。往。抑。明。闡。之。原。鈔。等。の。名。もの。け。う。う。
吉野拾遺四卷

羣考。數。經。北。書。を。取。し。卷尾。云。右。吉。野。拾。遺。上。下。二。卷。以。所。有。
日本書序。以。屋。代。治。貿。居。奉。校。合。畢。流。布。印。集。傍。生。為。四。卷。又
ナミ。ナ。文。体。石。目。且。記。不。甚。古。而。書。特。所。載。苏。向。咸。保。案。祇。法。
師。心。則。後。人。竊。入。不。許。禁。可。也。

數。聚。名。相。考。云。因。文。而。主。而。拾。遺。命。松。丸。云。集。字。之。い。い。傳。す。ん。ど
桂。主。と。と。且。又。其。主。之。傳。う。を。す。多。し。後。人。傍。記。之。
も。主。と。さ。も。あ。い。ま。ち。じ。ま。れ。が。女。頃。の。古。記。又。人。の。古。添。
ト。ね。え。ん。主。ト。

梅園日記。卷四。云。吉野拾遺。一。又。ま。と。か。そ。く。か。り。志。の。伏。つ。く。如。等。

之はハ云被毛吉松也。一二の卷ハ傷き多きも詳也。數従之際
幸い卓見といふ。志のもつて云々と並下す。詞也。是七亦仍
舊也。大々其の如きと云ふ。

十訓抄

數聚名物考ニ二刻缺。今本十訓十卷と云ふ。傷心。

三議一統

秋草卷工武家礼法。圣云今世三議一統。不思。又曰。長
秀が隨筆の高家弓法集との書の大方端。後人序と後為なつ
ての一篇を心りかく。又高は義陽翁。御子とて小主至兵庫
助長者。今川左近太夫氏賴伊勢守。而有湯忠三人議。乞れ
べし者多。故此とも三議一統大草紙と名づけ。と記。是
あ家弓法集と高か。義陽公の仰するも概する者なる。

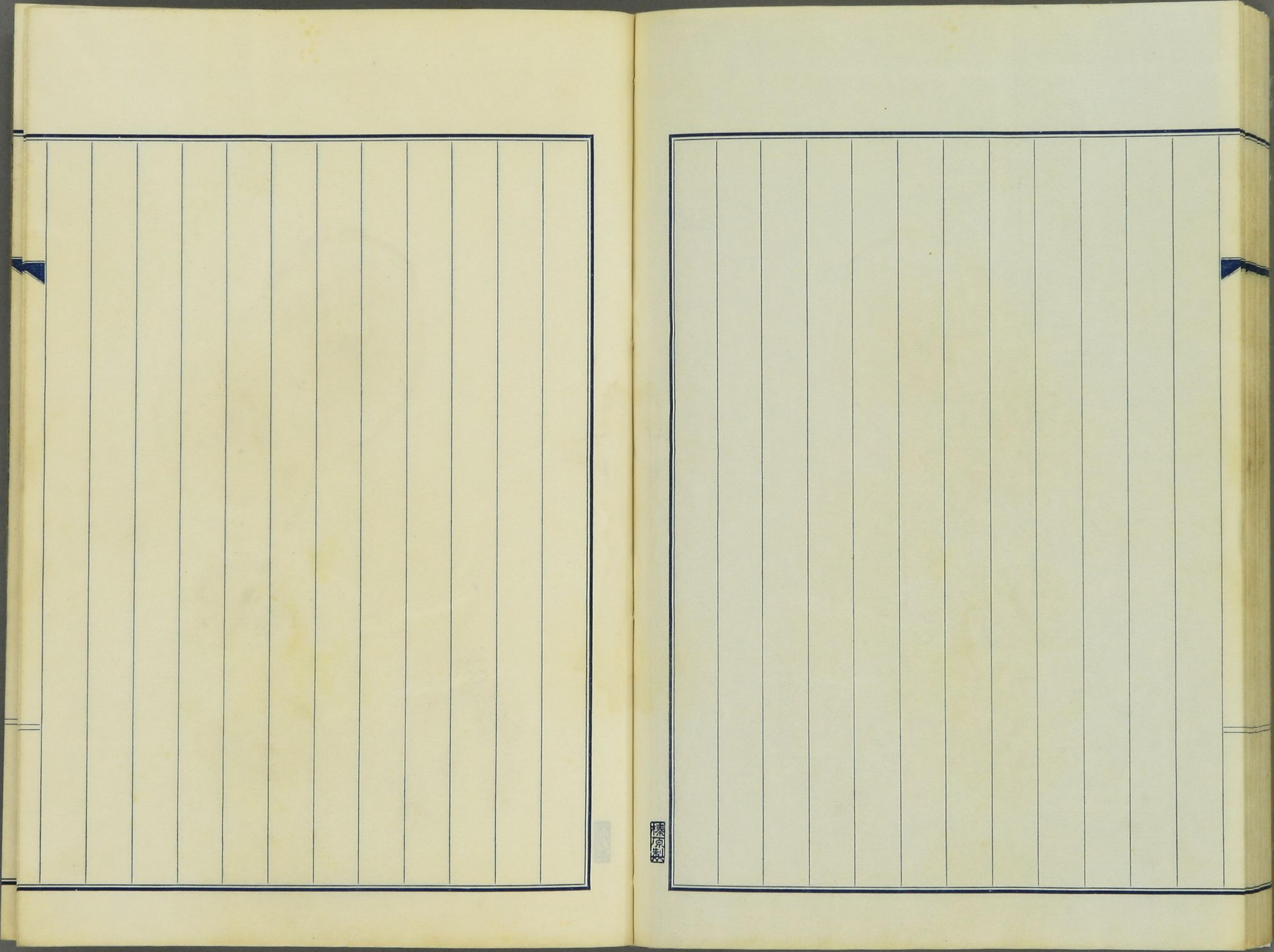
て多く一統へて後序と後の人傍半叶添り。りあり。あ家弓
法集と號。又。之は古きよも私弓法集。おもひ。行
う仰。又。推し。体。又。おもひ。松り。抱善。又。心。二言の如
き。又。將軍の仰。又。抱し。書。難しこも。へや
去。又。事。又。金。又。先。又。幕。又。三議一統。井といふ。
又。記。又。前。又。義。又。公。又。心。又。礼。書。又。之。の
亂の時。亡ひ。又。又。遂。又。焉。又。一。伊勢守。又。左。又。村。又。久。又。
照。名。道。云。取。中。の。礼。又。并。諸。人。庄。又。又。力。命。又。一。久。又。而。傳。又。
雖。省。え。行。以。被。室。宣。法。則。ハ。底。莊。院。取。傳。又。而。代。エ。以。條。數。被
室。置。乾。為。而。持。殿。中。不。出。而。傳。或。目。ハ。庄。仁。の。一。亂。又。傳。又。此。又。
常。ハ。汲。古。被。仰。又。一。也。又。仍。古。日。前。又。抱。傳。又。而。負。東。江。
置。又。内。ト。在。又。三。汲。古。ハ。政。不。規。伊。行。伊。勢。守。不。良。守。朝。臣。等。汲。古。高。法。
又。金。仙。寺。负。教。伊。勢。下。守。负。仍。後。改。占。賴。号。宗。

又如松浦貞遠、伊勢石京亮、波礼書など、是も如くして、
三人の將軍義氏公、代、匡、波礼書など、是も如くして、
と有る事也。伊勢石京
不圖之無て

貞大雅記卷一 礼法部又文南相化儀と云書に、義持將軍の席代を
永三年八月奉長書。今川範忠伊勢守貞行、仰せ。武家の礼式を定
めとあり。然ゆえに、今日伊勢の家譜と、其アリとすか、室原の家譜と
八三人の名と時代も又ねむ。一ノア三家の人物、式を定めとひきく信用し
難い別々三議一統筆と云書を差し、記一宣(一)

貞丈雅記卷十六 玄貞丈集三議一統の書。一体の書や、將
軍家の仰とうけひりと般ひの書と、書てこえず自身の意もと
ミや。也々上義滿公跡。今川左京太夫、戈輪伊勢守、武前守、浦忠
とふ人のうち其比の今川の伊豫守貞世、伊勢守貞基、守貞信
り是是其代一難きことをかきし思ひの波書の序文。ニ議一統

の若者、は後人の傍心として、波書の本义といふる古き事と冗々と
月に亘つべきまじ又三波書の點をすら承らず。波集三議一統大双
紙とあるが、その書紙とすら是れど、長き波書の書のあらずや。
也是も元来の印家字法集とぞ、云々。云々とも後、三議一統と云
名をこなして、この書と、字家の先長を越御と成つた物と云ふ。



以下全て
白紙

